



【養育費とは】

生活、教育、医療など、子どもの健やかな成長のために必要なお金です。養育費を支払うことは親の義務であり、子どもの大切な権利です。支払い義務は別々に生活することになった親にもあります。子どもの幸せを第一に考えて取り決めをしましょう。



【面会交流とは】

別々に生活することになった親と子どもが、一定の方法や回数を決めたうえで交流することです。子どもにとっては、両親が離婚した後も親であることは変わりありません。交流を行うことで良い関係性を築くことができれば、子どもの幸せにつながります。子どもの意思を尊重して取り決めをしましょう。



『司法書士』って？

司法書士とは、おもに次のような業務を行う国家資格です。

- ①登記に関する手続の代理
(例、不動産の名義変更等)
- ②法務局に提出する書類の作成
- ③裁判所に提出する書類の作成

家庭裁判所に提出する書類の作成（及びその相談）などの業務を通して、養育費の取り決めをしたり支払いを確保したりするため、皆さまの手続面のお手伝いをいたします。



岡山県青年司法書士協議会
子どもの未来応援委員会

■LINEまたはメールで相談できます。

① LINEの場合
「@hnd4319p」を検索するか、右記のQRコードを読み込んで、友達追加してください。



②メールの場合
kodomomirai.okassk@gmail.comまでメールを送付してください。
(右記のQRコードで読み込めます)



■相談は無料です。秘密は厳守します。
まずは、お気軽にお問い合わせください。



お父さま お母さまへ



養育費についてお困りではありませんか？

養育費は子どもたちの健やかな成長のための大切な、子どもの権利です。

お子さまのためにしっかりと養育費について取り決めをしましょう。

養育費に関するお悩みや、その他気になることをご相談ください。

※相談は無料です。秘密は厳守します。



Q：養育費の取り決めをしませんでした。
養育費はいらないと言ってしまいました…

A：今から取り決めをすることができます。
また、養育費は子どもの権利です、改めて取り決めをしましょう。



Q：取り決めをしたけど口約束だけで…

A：後で争いにならないように、できれば書面にしておきましょう。
公正証書など書面にもいろいろと種類があります。



Q：相手とうまく話し合えるか分かりません。

A：お二人で話し合いができない場合や話がまとまらない場合は、家庭裁判所を利用することで冷静な話し合いの場をもてるかもしれません。



Q：養育費の金額はどのように決めたら良いですか？

A：基本的にはお二人の話し合いで決めるものです。
家庭裁判所が公表している「養育費算定表」を参考にされてみても良いでしょう。

Q：一度取り決めた養育費の金額は変えられませんか？

A：状況の変化により、変更できる場合があります。
話し合いでの変更が難しいようでしたら家庭裁判所を利用する方法もあります。



Q：養育費の支払いが滞っています。どのような対応方法がありますか？

A：内容証明郵便を送ることで支払ってくれる場合もあります。
また、家庭裁判所を利用して養育費の取り決めをしている場合であれば、家庭裁判所から支払いを促してもらうことができます。それでも支払いがない場合は、最終的には強制執行により回収するしかありません。



Q：養育費を支払ってもらっていないので、子どもに会わせたくないありません。

A：養育費も面会交流もそれぞれ大切な子どもの権利です。子どもの意思を尊重するよう心がけ、安易に判断してしまわないようにしましょう。

その他、詳細につきましては裏面の連絡先までお問い合わせください。